

社会福祉法人札幌この実会

令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に係る賃金改善実施要綱

1 総説

(1) 趣旨

この要綱は、社会福祉法人札幌この実会（以下「法人」という。）給与規程第15条の規定に基づき、国が定めた「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年3月31日障障発0331第1号・こ支障第78号厚生労働省障害福祉課長通知）」（以下「課長通知」という。）により法人職員の処遇改善を図るため、令和8年度における取り扱い事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(2) 給与改善の方法及び名称

- ① 法人給与規程第3条に規定する基礎給を増額する。
- ② 職員の経験に応じ昇給を実施する。
- ③ 毎月一律又は常勤換算に応じて手当を支給する。この手当の名称を「処遇改善手当」（以下「手当」という。）と称する。

2 申請、予算措置及び実施期間

(1) 申請する加算

この要綱に基づく手当等の支給にあたり必要な財源は、課長通知3の(1)のまた書きによる処遇改善加算Ⅰのロにより算定し、加算認定を申請するものとする。

(2) 予算措置

上記により算定した加算収入及び賃金改善を含む人件費の支出については、適切な時期に予算を補正し、理事会の承認を得るものとする。

(3) 実施期間

この要綱による給与改善の実施期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、1の(2)の③については、令和8年6月からとする。

3 対象者及び支給

(1) 支給する職員の範囲

支給対象者は、法人に在籍する全ての職員とする。ただし、「労働条件通知書兼雇用契約書」（以下「雇用契約書」という。）の諸手当欄において、この手当の支給に関する記載がない職員を除く。

(2) 支給方法

この加算による賃金改善の支給額及び内容は、次の各号に定めるとおりとする。

① 基礎給の増額

正職員を対象とし、給与規程第3条に定める基礎給を、25,000円増額し125,000円とする。

② 昇給の実施等

各職員の経験に応じた賃金改善のため次のとおり昇給を実施する。ただし、令和8年4月1日に昇給したア及びイについては、この要綱に基づき昇給したものとみなす。

なお、昇給は令和7年12月31日を基準日とし、令和8年4月1日に遡り行うものとする。

ア 正職員は、給与規程第4条に規定する業務給を1号俸昇給する。

イ 正職員以外の職員は、基本賃金において次のとおり増額する。

- a 月給常勤職員：月額 2,000 円
- b 月給非常勤職員：月額 2,000 円×(3)の常勤換算数
- c 日給職員：日額 10 円×1日の契約勤務時間数
- d 時給職員：時給 10 円

③ 期末手当への反映

3の(2)の①及び②の増額分は、期末手当に反映させるものとする。

④ 処遇改善手当の支給

月額 45,000 円に、(3)の常勤換算数を乗じて得た額を支給する。

(3) 常勤換算数の計算方法

この要綱における非常勤職員に係る「常勤換算数」は、法人が交付した雇用契約書に定める週の所定労働時間数を40時間で除して算出した数とする（ただし、小数点第2位以下を切り捨てる）。

(4) 支給方法及び時期

この要綱による賃金改善のための手当等は、各職員が届け出ている給与振込口座へ給与等と合わせて振り込むものとし、その支給時期は、次の各号に掲げる区分によるものとする。なお、月の途中における採用及び退職者の毎月の支給額については、日割計算により支給する。

- ① 毎月の給与に係る分：毎月の定例給与支給日
- ② 期末手当に係る分（(2)の③の基礎給の増額及び昇給の反映分）：給与規程第13条に定める期末手当支給日

4 職員への周知

法人ホームページに掲載するほか、次により、この要綱による賃金改善等について職員に周知を図るものとする。

- (1) この要綱の施行後、直ちに法人指定のコミュニケーションツール（LINE WORKS）の掲示板機能を用いて、その概要を掲載する。
- (2) この要綱の施行後の直近において開催される職員会議において、その概要を説明する。

5 追加支給

本要綱3の(2)による賃金改善の支給額の総額（事業主負担となる法定福利費等の増加分を含む）が、新加算によって得られる収入の総額に満たないと見込まれる場合、理事長はその差額相当額を令和9年3月1日に在籍する職員に対し、一時金として令和9年3月25日に支給することができる。追加支給をする場合は、理事長が別途定める。

6 処遇改善

前記5の場合において、理事長は必要に応じ一時金による給与改善に代えて職員福利厚生の上など職員処遇改善のための措置をとることができる。

7 施行

この要綱は、令和8年6月15日から施行する。